

# お忘れなく! 税の申告

▶市・県民税の申告相談  
市税課 (☎64・3145)  
▶所得税の申告相談  
龍野税務署 (☎62・0281)

市民税は、県民税と併せて住民税と呼ばれ、皆さんの所得に応じて負担していただく税金です。申告された令和3年中の所得が、令和4年度市・県民税の課税の基礎並びに国民健康保険税、介護保険料等の算定の基礎資料となります。申告期限が近づくと大変混雑しますので、早めの申告をお勧めします。

## 市・県民税の申告が必要な人

### 1 賦課期日(令和4年1月1日)現在、市内に住所を有し、次のいずれかに該当する人

#### (1) 公的年金等の受給者

- ①扶養控除及び社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除等を受けようとする人
- ②公的年金等以外の所得(営業、農業、不動産、一時、雑所得等)があった人
- ※②の場合、公的年金等の収入金額が400万円以下で、年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下に該当し、所得税の確定申告をする必要がない人も申告してください。

#### (2) 給与所得者

- ①勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない人
- ②令和3年中に退職又は失業し、年内に再就職していない人
- ③給与所得以外の所得(営業、農業、不動産、一時、雑所得等)があった人
- ※所得税の確定申告をする必要がない人も申告してください。

#### (3) 営業、農業、不動産、一時、雑所得等の所得があった人

#### (4) 令和3年中に収入がなかった人

#### (5) 令和3年中の収入が遺族年金又は障害年金のみの人

※(4)(5)は、国民健康保険税、介護保険料等の算定及び市・県民税の非課税の判定に必要ですので、必ず申告してください。

### 2 市内に事務所又は事業所、家屋敷を有し、市外に住所を有する人

#### 申告に必要な物

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> マイナンバーカードまたは通知カード   | <b>【各種の所得控除を受ける場合】</b>                                    |
| <b>【所得計算に必要な書類】</b>                          | <input type="checkbox"/> 支払証明書(生命保険料、地震保険料、国民健康保険料控除証明書等) |
| <input type="checkbox"/> 給与または年金の源泉徴収票(原本)   | <input type="checkbox"/> 領収書(社会保険料、寄附金等)                  |
| <input type="checkbox"/> 生命保険等の個人年金や一時所得等の書類 | <input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書                        |
| <input type="checkbox"/> 収支内訳書               | <b>【所得税の還付申告をされる場合】</b>                                   |
| (営業、農業、不動産等の所得がある人)                          | <input type="checkbox"/> 振込先口座(本人名義に限る)がわかるもの             |

#### 注意

営業、農業等の収支内訳書は、あらかじめ整理、集計し、申告会場へ持参してください。また、①青色申告、②株式・土地・建物等の譲渡所得、③住宅ローン控除(初年度)、④消費税の申告は龍野税務署で行ってください。

**お知らせ** 令和4年1月1日時点でたつの市に住民登録のある方は、いずれの会場でも申告ができます。なお、所得税の還付申告については、申告期間前でも龍野税務署において受け付けています。

## 申告会場での感染症対策にご協力ください

- ①自宅のパソコンやスマートフォンから確定申告書の作成・送信ができるe-Taxをご活用ください。(市・県民税の申告はご利用いただけません)
- ②入場制限のほか、早めに相談受け付けを終了する場合があります。また、会場へは必要最小限の人数でお越しください。
- ③ご来場される場合は、マスクの着用をお願いします。(マスクを着用していない場合、入場をお断りする場合があります)
- ④咳・発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、入場をお断りします。
- ⑤会場内に筆記用具は用意していませんので、ボールペンや電卓等をご持参ください。
- ⑥待合スペースの椅子は間隔をあけて設置していますので、会場外でお待ちいただく場合があります。

## 申告相談日程 2月16日(水)～3月15日(火) ※土・日曜日、祝日を除く

申告相談会場	開設日	受付時間
本庁 多目的ホール	3月 3日(木)～15日(火)	9時～16時
揖保川総合支所(ふれあいホール)	2月16日(水)～3月15日(火)	
新宮総合支所(しんぐうホール)	3月 2日(水)～15日(火)	
御津公民館	2月16日(水)～3月2日(水) 3月 8日(火)～15日(火)	9時～16時 ※2日目は15時まで
揖保コミュニティセンター	2月16日(水)・17日(木)	
越部コミュニティセンター	2月17日(木)・18日(金)	
揖西コミュニティセンター	2月21日(月)・22日(火)	
誉田コミュニティセンター	2月24日(木)・25日(金)	
神岡コミュニティセンター	3月 1日(火)・2日(水)	
香島コミュニティセンター	2月21日(月)・22日(火)	9時20分～16時 ※2日目は15時まで
西栗栖コミュニティセンター	2月24日(木)・25日(金)	
東栗栖コミュニティセンター	2月28日(月)・3月1日(火)	
室津センター	3月 3日(木)・4日(金)	
総合隣保館	2月18日(金)	10時～15時30分
誉隣保館	2月28日(月)	
岩見港公民館	3月 7日(月)	

## 医療費控除の明細書の提出が必須となります!

医療費控除の申告は、領収書の提出の代わりに、医療を受けた人、病院、薬局、医療費の額等を記入した「医療費控除の明細書」を作成し、申告会場へ持参してください。令和2年分から領収書のみ提出は出来なくなりました。

## 本人確認及び番号確認について

確定申告書提出の際は、本人確認(運転免許証等)及び番号確認(マイナンバーカード又は通知カード等)が必須となりますので、本人確認書類及び番号確認書類を持参してください。\*氏名、住所等が住民票に記載されている内容と一致している場合に限りです。

## 申告書は国税庁ホームページで作成できます!

- ★スマホからもご利用できます!  
※スマホから印刷・郵送が不要の電子申告ができます。(消費税や贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告書の作成、更正の請求等は除く)詳細は最寄りの税務署へお電話を!
- ★プリントサービスにも対応!  
※コンビニ等で印刷(有料)できます。
- ★お問い合わせはお電話で!  
【確定申告等作成コーナーの操作方法等】  
e-Tax作成コーナーヘルプデスク  
☎0570-01-5901
- 【マイナンバーに関するお問い合わせ】  
マイナンバー総合フリーダイヤル  
☎0120-95-0178
- 【税務相談などのお問い合わせ】  
最寄りの税務署へお電話を!

※お問い合わせ先の受付時間等の詳細は、国税庁ホームページにてご確認ください。

## 龍野税務署からのお願い

確定申告会場では、感染症対策を徹底していますが、多数の方が来場されるので、どうしても人との接触は避けられない状況です。また、会場の「密」を避けるため、相当の時間お待たせする場合があります。

### 感染リスクを軽減するため、ご自宅からパソコンやスマートフォンで申告書の作成をお願いします。

作成した申告書は、①マイナンバーカードと、②マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン又はICカードリーダーを用意すれば、「e-Tax」を利用して提出できます。

所得税確定申告書の作成・送信は自宅で国税庁ホームページから



確定申告

